

## 公告

### 公募型プロポーザルに係る手続き開始について

越前市新斎場整備事業に係る火葬炉設備について、導入する設備を選定するため公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年7月22日

越前市長 山田 賢一

#### 1 実施の目的

火葬炉設備は特殊性が高く、建物を設計するうえで必要となる空間や建築面積に影響を与える。また、火葬業務の安全性及び効率性に関わり、維持管理も重要となる。市の方針「コンパクトで、効率的で、クリーンな施設」にあった火葬炉設備を導入するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により候補者を選定する。

#### 2 業務の概要

- (1) 対象業務 越前市新斎場整備事業に係る火葬炉設備の提案（設計を含む）
- (2) 業務場所 越前市春日野町第105号11番地
- (3) 業務内容 火葬炉設備の設計については、火葬炉設備基本仕様書による。
  - ア 火葬炉数 人体炉4基
  - イ 年間稼働日 通年（1月1日及び1月2日を除く）
- (4) 新斎場整備事業スケジュール
  - ア 火葬炉設備(設計含む)の選定 令和6年7月22日～令和6年9月中旬
  - イ 基本設計業者(建築)の選定及び設計委託 令和6年9月～令和7年5月（予定）
  - ウ 実施設計(建築)委託 令和7年6月～令和8年3月（予定）
  - エ 新斎場建設工事 令和8年12月～令和10年9月（予定）
  - オ 新斎場の供用開始 令和10年度末（予定）
- (5) 火葬炉設備の設計期間 第2次審査結果通知日の翌日から令和7年3月28日まで
- (6) 提案限度額 222,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）  
※提案限度額は火葬炉設備費（工場からの運搬費及び火葬炉設備設計費を含む）であり、火葬炉

設備設置工事費は含めない。

- (7) 実施要領等の配布 越前市ホームページからダウンロードすること。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年度越前市指名競争入札参加資格を有する者又は参加資格を希望する者  
(参加資格を希望する者とは、参加表明時には資格者名簿に登載されていないが、火葬炉設備の最適候補者となった場合には、速やかに入札参加資格申請書及び債権者・受取人登録申請書等必要書類を提出し、参加資格の取得が可能である者をいう。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日以降、福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中ではない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立、その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに越前市暴力団排除条例（平成23年9月30日施行）第6条に規定する関係者でないこと。
- (6) 公告日時点において自社工場又は、協力指定工場で火葬炉を製造している者
- (7) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づいて経営許可を得た火葬場に平成31年4月1日以降、火葬炉設備の納入実績がある者

### 4 現地見学会の日程等

- (1) 開催日時 令和6年7月29日（月）、見学時間は調整の上、通知する。
- (2) 開催場所 越前市春日野町第105号11番地 越前市斎場
- (3) 現地見学会申込期限 令和6年7月26日（金）午後5時（必着）
- (4) 現地見学会申込方法

別添の現地見学会参加申込書【様式第8号】により、電子メールで提出すること。

メールアドレス：simin@city.echizen.lg.jp

電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

※現地見学会への参加は任意であり、プロポーザル参加の条件ではない。住民の利用があるため、見学会日以外での見学はできない。

## 5 参加資格の質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年8月2日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書【様式第7号】により、電子メールで提出すること。  
メールアドレス：simin@city.echizen.lg.jp  
※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。
- (3) 回答期限 令和6年8月5日（月）
- (4) 回答方法 電子メール及び越前市ホームページで順次回答する。

## 6 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要となる書類と提出部数（1部）
- ア 参加表明書【様式第1号】
- イ 会社概要【様式第2号】※自社工場又は、協力指定工場での火葬炉製造の様子がわかる写真（パンフレット等）を添付すること。
- ウ 火葬炉設備納入実績調書【様式第3号】※平成31年4月1日以降の火葬場への納入実績について、契約書の写し1件以上添付すること。
- (2) 参加表明書の提出
- ア 提出期限 令和6年8月7日（水）午後5時（必着）
- イ 提出場所 越前市 市民福祉部 窓口サービス課
- ウ 提出方法 原則、郵送（書留郵便に限る。）  
※ただし、持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 参加資格確認結果通知書（第1次審査結果）の発送
- ア 通知日 令和6年8月9日（金）  
参加表明書等の提出により、参加資格を有することを確認できた者に対し、第2次審査の日時・会場及び技術提案書に用いる整理符号を記載した参加資格確認結果通知をメール及び書面で通知する。また、参加資格を有しない者に対しては、その理由を付して通知する。

## 7 火葬炉設備基本仕様書等の質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年8月22日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書【様式第7号】により、電子メールで提出すること。

メールアドレス：simin@city.echizen.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

※他参加者の状況等プロポーザル実施に必要ないと判断される質問は受付しない。

(3) 回答期限 令和6年8月27日（火）

(4) 回答方法 電子メール及び越前市ホームページで順次回答する。

## 8 技術提案書等の作成要領

(1) 書式及び提出部数について

ア 指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。提出書類の文字は、図表中の記載を除き、横書き、10.5ポイント以上を基本とすること。カラー仕上げは自由とする。

イ 使用する言語及び通貨は、日本語、日本円、日本の標準時を用い、単位は、計量法（平成4年法律第51号）の規定による計量単位に限る。

ウ 各ページ右下余白に一括通し番号のページ番号（ゴシック体10.5ポイント）を入れ、片面印刷とし、項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、そのページ数以内とする。

エ 技術提案書等の提出書類には、会社名は記載しないこと。

オ 文献を引用した場合は、出典元（名称、ページ等）を明示すること。

カ 技術提案は、【様式第4号】から【様式第6-7号】の中で表現するものとし、A4縦ファイルの左綴じとする。背表紙には「越前市新斎場整備事業の火葬炉設備技術提案書」の表題と、整理符号を記載すること。

キ 提出部数については、印刷物10部とし、提出図書を記録した電子メディア（CD又はDVD）を1媒体提出すること。

(2) 技術提案に必要な提出図書

ア 火葬炉設備仕様書

※基本仕様書に基づいた火葬炉設備全体の具体的な火葬炉設備仕様書を提出すること。

提出書類一覧表で添付を要する項目を確認すること。

## イ 燃焼計算書

※燃焼計算は稼働日における初回の火葬を想定する。

※基本仕様書で想定する燃焼工程をもとに、区分ごとに燃焼計算結果(蓄熱やリーク空気量を反映させた)と根拠資料を提出すること。

### (ア) 区分

区 分	0区分	1区分	2区分	3区分	4区分
経過時間[分] 再燃焼炉 の予熱	5分以内	0→5分	5→15分	15→40分	40→55分

※燃焼工程ごとの燃焼シミュレーション（温度、流速等）結果など排ガスの流れが分かる資料を添付すること。

### (イ) 用役収支：火葬1体当たりの燃料使用量、火葬1体当たりの電力使用量

## ウ 設備能力計算書

※燃焼計算に基づき、排ガス処理設備及び通風設備の能力計算を行うこと。

## エ 各種図面

次に示す図面を提出のこと。図面はA3で統一すること。

- (ア) 火葬炉設備フローシート
- (イ) 火葬炉設備計装フローシート
- (ウ) 火葬炉設備設置に関する配置図、平面図、立面図

※火葬炉設備の点検スペース及び建築工事に関する空調設備、電気設備等を考慮したうえで基本仕様書の指定寸法に納めること。

- (エ) 築炉構造図（主燃焼炉、再燃焼炉）
- (オ) 炉内台車、炉内台車移送装置
- (カ) バーナー（主燃焼炉、再燃焼炉）
- (キ) 燃料供給装置
- (ク) 燃焼用空気送風機
- (ケ) 排ガス冷却器
- (コ) 排ガス冷却用空気送風機
- (サ) 集じん装置
- (シ) 誘引排風機

- (イ) ダクト、排気筒
- (エ) 前室（冷却室）
- (オ) 残骨灰・飛灰吸引装置
- (タ) 枢運搬車、台車運搬車

(3) 電気・計装に関する図書

- ア 電気設備容量計算書
- イ システム運転時負荷計算書
- ウ 各設備機器仕様書
- エ 制御及び計装一覧表
- オ 各種監視盤、各種操作盤、動力盤、動力盤等必要な盤類の形態図及びシステム内容

(4) 火葬炉設備 排ガス等の目標値（実績に基づき当施設で約束できるデータ値）【様式第4号】

※同種設備の納入2施設について実績値を表記し、排ガス状況を含めた計量証明書（写し）も添付すること。

(5) 維持管理費概算書【様式第5－1号】

※維持管理費概算書の費用額（電気・燃料の経費以外）15年間は保証事項とすること。ただし、不可抗力が生じた場合、物価変動等が生じた場合又は社会情勢の大幅な変化があった場合は、市と協議の上、変更することがある。

(6) 主要機器の修繕・補修（交換）サイクル、保証期間一覧【様式第5－2号】

(7) 項目別火葬炉設備費（設計含む）参考見積書【様式第5－3号】

※使用燃料は灯油で記載のこと。（実施設計時に変更となる場合がある。）

※参考見積書の内容は技術提案書の内容を反映させたものとするが、基本仕様書にない、且つ、増額となる提案で技術提案書に記載した費用は、参考見積書に記載する金額には含めないこと。

※参考見積書に記載する金額は、当該プロポーザルにより最適な火葬炉設備を選定するための提案書の一部であることに注意すること。

(8) 技術提案書

- ア 火葬炉設備の特徴【様式第6－1号】
- イ 非常時及び緊急時の対策【様式第6－2号】
- ウ カーボンニュートラルに向けての技術提案【様式第6－3号】

エ 火葬炉設備設計における現地での施工方法に関する提案【様式第6－4号】

オ 火葬炉設備の長寿命化に対する考え方【様式第6－5号】

カ 火葬炉設備からの廃熱利用についての提案【様式第6－6号】

キ 火葬炉設備や火葬に関する自由提案【様式第6－7号】

(9) プレゼンテーション出席者報告書【様式第9号】

(10) 技術提案書及び必要な図書の提出

ア 提出期限 令和6年9月6日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所 越前市 市民福祉部 窓口サービス課

ウ 提出方法 原則、郵送（書留郵便に限る。）

※ただし、持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分  
から午後5時までとする。

## 9 著作権

提出された技術提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

## 10 提出書類の取扱い

市は、プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他市が必要と認めるときに、技術提案書を複製し、無償で使用することができるものとする。

## 11 経費の負担

参加表明書等の作成費、旅費、その他設計、プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とする。

## 12 火葬炉設備の最適候補の選定方法

越前市新斎場整備事業に係る火葬炉設備選定公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）及びその委員がその任に当るものとする。審査は審査会において火葬炉設備の最適候補者及び次点者を選定する。

別添「越前市新斎場整備事業に係る火葬炉設備選定評価基準書」のとおり

## 13 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる）

#### (1) 日時及び場所

令和6年9月17日（火）とし、ヒアリング時間及び場所等は、改めて通知する。

#### (2) 方法

ア プレゼンテーションの形式は自由とする。技術提案事業者は希望する場合、電子機器を用いて行うことができる。

イ プレゼンテーションは、提出された技術提案書【様式第6－1号】から【様式第6－7号】に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。

ウ プレゼンテーション当日の審査の順番は、参加表明書の到着順とする。

エ プレゼンテーションに参加できる人数は、技術提案書等の内容を熟知している者で1事業者4名以内とする。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書【様式第9号】により、技術提案書と併せて提出期限までに提出すること。

オ プレゼンテーション当日の持ち時間は、1事業者あたり説明20分、質疑応答15分を目安とする。

カ 技術提案事業者が1事業者のみの場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションは実施する。

### 14 第2次審査結果

最適候補となった火葬炉設備業者及び次点となった火葬炉設備業者のみ越前市ホームページにて公表する。また、第2次審査に参加の火葬炉設備業者に対し、メール及び書面で通知する。

### 15 建築設計時の協力及び新斎場建設工事発注時の取扱い

市は、令和8年度、火葬炉設備の設計、製作、設置工事を含めた新斎場建設工事を発注予定である。最適候補となった火葬炉設備業者は、工事発注までの間、新斎場の建築設計業者が設計する内容との整合を図るとともに、建築設計に関わる資料等の作成についても協力すること。なお、新斎場建設工事の発注に至らなかった場合でも、市はその損害賠償の責を負わない。

### 16 技術提案書の無効（失格事項）

#### (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又は、プレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

#### (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

## 17 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類等は、返却しない。
- (4) 提出書類について、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。（最適候補特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

## 18 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限
公告日	令和6年7月22日（月）
斎場現地見学会申込期限	令和6年7月26日（金）
斎場現地見学会	令和6年7月29日（月）
参加資格の質問受付締切り	令和6年8月2日（金）
参加資格の質問回答期限	令和6年8月5日（月）
参加表明書の受付締切り	令和6年8月7日（水）
第1次審査（書類審査）	令和6年8月8日（木）
第1次審査結果通知	令和6年8月9日（金）
基本仕様書等の質問受付締切り	令和6年8月22日（木）
基本仕様書等の質問回答期限	令和6年8月27日（火）
技術提案書等受付締切り	令和6年9月6日（金）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年9月17日（火）
審査結果通知	令和6年9月中旬

※都合により日程を変更する場合がある。

## 19 担当部署（提出先・問合せ先）

越前市 市民福祉部 窓口サービス課（担当：佐々木）

郵便番号 915-8530

住 所 越前市府中一丁目13番7号 越前市役所1階

電話番号 0778-22-3001

FAX番号 0778-24-5139

E-mailアドレス simin@city.echizen.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.city.echizen.lg.jp>

## 越前市新斎場整備事業に係る火葬炉設備選定評価基準書

### 1 総則

本評価基準書は、審査にあたっての評価項目、配点等を定めたものである。

### 2 審査方法

#### (1) 第1次審査（書面審査）

期限までに参加表明書（様式第1号）の提出があった者について、本プロポーザル実施要領の参加資格要件をすべて満たしているか審査を行う。

#### (2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

越前市新斎場整備事業に係る火葬炉設備選定公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、第1次審査で参加資格確認ができた者から提出を受けた技術提案書等についてプレゼンテーション等を実施し、審査会各委員の合計評価点の平均（以下、平均評価点という。）が高いものから順位付を行い、最適候補となった火葬炉設備業者及び次点となった火葬炉設備業者を特定する。

なお、平均評価点が同点の場合、評価項目の「8 技術提案書の内容」の合計評価点の高い火葬炉設備を上位候補とする。

#### (3) 最適候補及び次点候補の選定

ア 第2次審査の審査会各委員の評価点を算出する。

イ 審査会は、平均評価点により参加者の順位を決定し、この平均評価点を公表する評価点とする。計算に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点以下を切り捨てとする。

ウ 各参加者の平均評価点が120点に満たない場合又は、評価項目2、4、5、7にて「基本仕様書未達成」に該当した場合は、本業務の目的を達成することができないと判断し、最適候補としない。

エ 順位が1位の参加者を最適候補、2位の参加者を次点候補とする。

### 3 評価項目、配点等

各審査の評価項目や評価の視点、配点については、別紙のとおりとする。

## 別紙

### 越前市新斎場整備事業に係る火葬炉設備選定評価基準表

評価項目		評価の視点	配点
1 業務実施能力【様式第2号:会社概要、様式第3号:火葬炉設備納入実績調書】			
(1) 企業の信頼性 (2) 火葬炉設備設計業務の確実性 (3) 運用時の緊急体制の確立		・企業経営内容、技術員数、当斎場に急務する際の対応時間、納入実績等	5
2 火葬炉設備仕様書の技術評価【任意様式】			
主燃焼炉	(1) 炉体構造 (2) 使用材料 (3) 設備性能 (4) 炉内台車 (5) 遺体の尊厳の確保	・安全で操作性に優れた構造である。 ・柩の収納、焼骨の取り出し、点検、修繕が容易な構造である。 ・火葬中にデレッキ(火かき棒)で操作する必要のない構造である。	10
再燃焼炉	(1) 炉体構造 (2) 使用材料 (3) 設備性能	・すす粒子抑制のため、排ガス発生時における排ガス滞留時間が1秒以上ある。 ・ダイオキシン類発生を防ぐため、予熱にて炉内が800℃以上となる構造である。	10
燃焼設備	(1) 主燃焼バーナー ア 構造 イ 設備性能 (2) 再燃バーナー ア 構造 イ 設備性能	・必要な燃焼能力を備えたバーナーで、公害防止基準以下の騒音である。 ・燃焼状況に応じて火力調整が行え、状況に応じて手動や自動の切替が可能である。	5
設備排ガス処理	(1) 排ガス冷却装置 ア 排ガス冷却器 イ 排ガス冷却用空気送風機 (2) 集じん装置 ア 屋内型バグフィルター	・ダイオキシン類の再合成を防ぐため、再燃炉からの排ガスを200℃以下に冷却できる設備としている。 ・排ガス処理設備は保守点検が容易な構造である。	10
通風設備	(1) 誘引排風機 (2) 煙道及びダクト (3) 排気筒	・誘引排風機の排ガス接触部の材質には耐熱性及び耐食性がある。 ・排気筒は騒音防止、雨水及び降雪等の侵入防止を配慮した構造となっている。	5
設備電気・計装	(1) 電気設備に係る特記仕様 (2) 計装設備全体に係る特記仕様	・温度の自動制御機能や空気投入制御機能の考えが適正である。 ・機器が正確に稼働するよう、適切な高調波対策が採用されている。	10
3 燃焼計算及び火葬炉設計内容の信頼性【任意様式】			
(1) 燃焼計算が的確か (2) 火葬炉設備設計の信頼性が高いか		・提出された火葬炉設備仕様書、燃焼計算書、設備能力計算書、各種図面等の整合性	20
4 環境保全対策【様式第4号:火葬炉設備 排ガス等の目標値】			
(1) 火葬炉設備の環境対策が適正か評価する。		・公害防止基準値が順守できる火葬炉設備内容が提案されている。	5
5 火葬炉設備設置スペース【任意様式】			
(1) 適正な火葬炉設備配置及び将来の設備更新が考えられた配置となっているか評価する。		・基本仕様書に指定された範囲に収まっており、メンテナンス等に必要なスペースが確保されている。	10
6 維持管理費・主要機器の補修サイクル【様式第5-1号:維持管理費概算書】 【様式第5-2号:主要機器の修繕・補修(交換)サイクル、保証期間一覧】			
(1) 火葬炉設備の維持管理費等が適正か評価する。		・電気、燃料費は燃焼計算との整合性がとれている。 ・提示した稼働率で計算されている。	15
7 火葬炉設備費(設計含む)参考見積額【様式第5-3号】			
(1) 項目数量が基本仕様書を満たしているか。		・安価とした分が修繕費に転嫁されていないこと。	15

評価項目	評価の視点	配点
8 技術提案書の内容【様式第6-1～6-7号】		
(1)火葬炉設備の特徴【様式第6-1号】	・燃焼制御の考え方が適正で、優れた特徴があるものを評価する。	15
(2)非常時及び緊急時の対策【様式第6-2号】	・安全対策の考え方が述べられており適正な対応が可能なものを評価する。	10
(3)カーボンニュートラルに向けての技術提案【様式第6-3号】	・企業としての取り組みがなされており、火葬炉設備にも取り組みがなされている。	10
(4)火葬炉設備設計において現地での施工方法に関する提案【様式第6-4号】	・施工方法の考え方が適正で対応が可能なものを評価する。	10
(5)火葬炉設備の長寿命化に対する考え方【様式第6-5号】	・火葬炉設備全体の保守、点検、修繕、長寿命化に対する考え方がしっかりとしており適正な対応が可能なものを評価する。	15
(6)火葬炉設備からの廃熱利用についての提案【様式第6-6号】	・廃熱の利用に対してコスト面を含め実現可能なものを評価する。	10
(7)火葬炉設備や火葬に関する自由提案【様式第6-7号】	・基本仕様書にない項目で、費用面を踏まえ導入可能な提案がなされているものを評価する。	10
※評価項目2,4,5,7は、事務局にて基本仕様書を満たしているか確認する。 ※評価項目3,6は、事務局にて計算根拠等を確認する。		合計 200点